

感謝状の贈呈について（特殊詐欺被害防止の功労）

1 日時

令和7年6月10日（火） 午前10時から

2 場所

新宮警察署 署長室

3 感謝状を受けられる方

株式会社紀陽銀行 新宮支店 様

（代表者 新宮支店 統括支店長 佐藤 隆茂（さとう たかしげ）さん） 男性

4 未然防止に至る経緯

令和7年5月9日、男性客が紀陽銀行新宮支店を訪れ、窓口担当者に対し

ＡＴＭで振り込みができない

旨申し立てたことから詳細を聴取したところ、詐欺被害の疑いが認められたため、同担当者は上司である業務課長へ報告した。

業務課長が男性客に詐欺の可能性ある旨説明したところ、同人は投資関係の友人から勧められたとして投資アプリを同課長に提示しながら

投資したお金が増えている

旨申し立て、詐欺を疑う様子を見せなかったことから警察に通報して詐欺被害を未然に防止したものです。

5 その他

当日の取材は5分前までにお越し下さい。